

～10月は、個別労働紛争処理制度周知月間です～

京都府では、労働者と事業主の間に発生した解雇やパワハラなどの労働トラブルを解決するため、労働問題の専門家であるあっせん員が、公正、中立な立場で、双方の間に入って話し合いによる解決をサポートしています。

この個別労働紛争を解決するための支援は、京都府だけでなく、中央労働委員会及び各都道府県の労働委員会などでも取組んでおり、毎年10月を、「個別労働紛争処理制度」周知月間としています。

1 個別労働紛争処理制度周知月間

毎年10月1日から31日までの1箇月間



2 京都府における主な取組

- 市町村、経営者団体、労働者団体、商業施設等を通じてポスター、リーフレットを配布
- 労働問題に関心を持っていただけるよう京都府のSNS（Facebook、X、LINE）で発信
- 京都府庁庁舎内でのパネル展示（2号館）
- 京都経営者協会等経済団体の機関紙、京都の労働メールマガジン等による広報を実施

労使間のトラブルでお悩みの方
京都府労働委員会が
解決のお手伝いをします。

労使関係の専門家が、**無料、丁寧、秘密厳守**であっせんを行いますです～

京都府労働委員会は、賃金、解雇、パワハラなどに関する労使間のトラブルについて、解決に向けたあっせんを行っています。

※ 労働委員会は、労使間のトラブルを解決するために、法律によって設けられた行政機関です。

京都府労働委員会

京都府労働委員会事務局 ☎ 075-414-5733